２０　年　月　日

知 的 財 産 権 移 転 通 知 書

国立研究開発法人　新エネルギー・産業技術総合開発機構

○○○部長　　　　　殿

（プロジェクト担当部長）

（住所）

（法人名等）

（役職名　氏名） ㊞

　２０　　年　　月　　日付け委託契約に基づく開発項目「　　　　　　　　　　　　」に係る知的財産権の移転を行ったので、業務委託契約約款第３３条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

１．移転した知的財産権

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 知的財産権の種類、知的財産権の番号及び発明等の名称 | 移転元の住所・名称 | 移転先の住所・名称 |
|  |  |  |

２．当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）約款第３１条の３の規定に基づき、甲の承認を受けたため

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）

　　　ア　子会社又は親会社への移転であるため

　　　イ　承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの移転であるため

　　　ウ　技術研究組合から組合員への移転であるため
　　　エ　合併又は分割による移転であるため

　　　オ　２００８年度以前の業務委託契約に基づくため

３．誓約事項

　　当該知的財産権の移転を行うに当たり、同約款第３１条から第３４条までの規定の適用に支障を与えないよう約定させました。

４．添付書類

|  |  |
| --- | --- |
|  契約管理番号 |  ○○○○○○○○－○ |

「知的財産権移転通知書」　記載要領

１．「開発項目」の欄には、プロジェクト名及び委託契約書の名称を記載すること。

２．「知的財産権の種類」については、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権又は著作権の別を記載すること。（※ 登録前は「これらを受ける権利」となります。）

３．「知的財産権の番号」については、登録番号を記載すること。ただし、権利が設定登録前である場合には出願番号を記載すること。著作権については、著作権の登録を行っている場合は登録番号を、登録を行っていない場合は管理番号（管理番号を付している場合）を記載すること。

　　なお、外国における権利である場合は、当該番号に国名又は機関名（国コードでも可）を併記すること。

４．「発明等の名称」については、特許権は発明の名称、実用新案権は考案の名称、意匠権は意匠に係る物品、回路配置利用権は申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権は農林水産植物の種類及び出願品種の名称、著作権は著作物の題号又はプログラム等の名称を記載すること。

５．移転した知的財産権が複数ある場合には、「１．移転した知的財産権」を別紙にまとめて記載することができる。

６．添付書類として、以下の（１）及び（２）の書類を提出すること。

（１）約款第３１条の３第１項の規定に基づく甲の承認書の写し（承認が不要である場合を除く。）。

（２）例えば、移転登録申請書、出願名義変更届、登録済通知等の当該移転の事実が確認できる書類又は特許情報プラットフォームの登録情報等のWEBサイト上の情報の写しを提出する。

７．出願前の移転であって、当機構の移転承認を受けた後に当該移転を通知する場合又は当機構の移転承認を不要とするものであって当該移転を通知する場合は、様式１４の産業財産権出願通知書の提出をもって本通知書の提出に替えることができる。